

農業用労務賃金及び農業機械使用料金協定額（平成30年4月1日から適用）

（単位：円）

区分	作業名	単位	賃金及び料金	条件等	区分	作業名	単位	賃金及び料金	条件等	
人作業	田畑作業	人	6,480	1日 8時間 (割増は別注1) 参照	培土	畑	10分	3,200		
	時間給	最低	810	注1を参照	中耕・除草	畑(テラー)	10分	2,600	薬剤代別	
トラクター (耕運機含む)	ロータリー	田畑	10分	4,000	1回当たり	バインダー	(田)	10分	4,200	紐なし、 作業の難易度により 30%以内の加減。
	田畑	10分	4,000	コンバイン		(田)	10分	11,600		
	プラオ田畑耕	10分	4,200	コンバイン	(畑)	10分	1,800			
	代かき	10分	5,000	同時仕上げ	コンバイン	(畑)	10分	7,000		
	馬鈴薯堀取	10分	4,700		カッター	ブラッシュ・カッター	時間	2,100		
	マルチャー	10分	4,000		脱穀機	ハーベスター自走	10分	3,700		
	肥料蒔き	10分	1,500	散布のみ		大豆落とし	10分	3,800		
	マニアスプレータ	10分	2,600	散布のみ(10a2t標準)	その他機械	小豆落とし	10分	3,200		
	種蒔き	10分	2,100			モア	10分	1,400		
	サブソイラー	10分	3,000			集草	10分	700	1回当たり	
田植	10分	4,200		反転		10分	500	1回当たり		
田植(側条施肥)	10分	5,700	肥料代別	牧草ロール巻き		1個	1,000			
噴霧	ブームスプレーヤー	10分	2,700	薬剤代別		牧草コンパクト	1個	150		
						フロントローダー	時間	2,100		

*農業用機械については、運転手付きの料金とする。

注1) 人作業については、北海道における最低賃金を下回らない額を掲載しています。軽微な作業であっても最低賃金を下回らないよう金額を設定してください。また、作業の難易度によっては時給及び日当について、最低賃金以上の金額を話し合いにて調整してください。

- ・上記「農業機械使用料金協定額」は、農作業を依頼する場合や受託する場合の一つの目安として利用してください。
- ・作業に係る料金は事前に双方で話し合い、合意を得た上で作業を実施してください。

農業委員会だより
お問い合わせ 上ノ国町農業委員会
055-231-1111(内線243)

北海道農業士制度は、地域農業の中核的な担い手として、資質向上への意欲が高く、また地域活動等に率先して参加している者を町長の推薦により知事が認定している制度で、このたび、本町から森さんが認定されました。

森さんは、新規就農者に対する助言、経営改善や地域農業振興に関する協力などの分野において本町農業の振興に力を尽したいとのことで、今後の活躍が期待されます。



森 啓介さん(字中須田)が 北海道農業士に認定



ガラスによる被害にご注意ください

ガラスは春に巣を作り、初夏にかけて産卵・子育てを行います。この時期の親ガラスは、卵やヒナを守ろうと過敏になり、巣の付近を通る人の頭上に飛来して威嚇したり、ときには足で人の頭などに直接攻撃してきますのでご注意ください。

【威嚇】や【攻撃】をされないために、次のことに注意!



- 巣に近づかない・刺激を与えない
立ち止まったり見上げたりしないで、すぐにその場から離れ、迂回するようにしましょう。
- 身を守る
巣の近くを通らなくてはいけない場合は、つばのある帽子をかぶったり傘をさすことで攻撃を防ぐことができます。後ろから人の頭をめがけて飛んでくることが多いので、注意しましょう。

【巣を作らせない】または【巣の撤去】について

町では私有地の巣の撤去は行っていません。撤去はその土地の所有者や施設の管理者が自ら行うこととなります。繁殖が終わった時期を見計らい、再び巣を作られないように枝の剪定を併せて行うと効果的です。巣の中に卵やヒナがいる場合の巣の撤去は、鳥獣保護法による捕獲許可が必要になりますので、ご注意ください。卵やヒナがない場合は、許可は不要です。

■お問い合わせ 農林課農業林業グループ

- 林道の通行注意
道有林では、開放していない林道や森林整備のための道路は、一般車両の通行を禁止しています。簡易ゲートなどを設置し、施錠していますので、標識などに注意してください。
- お問い合わせ
渡島総合振興局西部森林室
(042-2013)

- 入林手続きの方法
道有林入口の入林箱に入林届出書を設置しておりますので、次の事項を必ず記入してください。
- ① 入林・下山時刻
- ② 氏名・車両台数
- ③ 入林目的



入林するときは 入林承認を受けてから

春のヒグマ注意特別期間について 4月1日(日)から5月31日(木)は、冬眠から目覚めたヒグマへの注意特別期間となっています。ヒグマによる被害に遭わないために、入山などの際は注意しましょう。

